

山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 障がいを理由とする差別を解消し、誰もが分け隔てなく共に生きる社会を実現するため、差別を解消する取組みを効果的かつ円滑に行い、共生する社会の実現に向けた施策を推進するため、山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 県民会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がいを理由とする差別を解消する取組みの効果的かつ円滑な推進に関すること。
- (2) 共生する社会の実現に向けた施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 県民会議は、山形県、各市町村及び別記の団体等（以下「各団体」という。）により構成する。

- 2 県民会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は山形県知事を、副会長には山形県健康福祉部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 6 県民会議は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(会議)

第4条 県民会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 県民会議の事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部障がい福祉課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。